

平成25年度福島県薬物乱用防止対策実施要綱

平成25年7月9日

福島県薬物乱用対策推進本部

第1 趣旨

麻薬、覚せい剤、大麻、シンナー等の薬物乱用者の増加傾向に対処するため、当本部では、かねてからその乱用防止に取り組んできたところである。

しかしながら、特に覚せい剤の乱用が依然として高水準で推移していることに加え、大麻や合法ハーブと称して販売される違法ドラッグ（以下、「違法ドラッグ」という。）等の乱用も拡大する傾向にあり、とりわけ次代を担うべき青少年層はもとより一般市民への浸透がみられるなど、憂慮すべき事態にある。

また、世界の多くの国々においても、ヘロイン、コカイン等の薬物乱用が深刻な社会問題となっており、国際的な薬物乱用防止のための協力が求められている。

このような事態に対応するため、当本部は国の薬物乱用対策推進本部策定の「薬物乱用対策推進要綱」（平成9年4月18日）、「第3次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日）、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」（平成22年7月23日）及び「合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策」（平成24年8月30日）を受け、年度を通して実施すべき事項を策定し、関係機関・団体と連携してこれを強力に推進することとする。

第2 主唱及び実施機関

1 この要綱は、福島県薬物乱用対策推進本部が主唱し、これを構成する各行政機関等が推進するものとする。

各構成機関においては、速やかに関係の会議を開催し、必要な指示、指導及び協議を行い、これらの趣旨の徹底を図るよう努める。

なお、各構成機関ごとの第3次薬物乱用防止五か年戦略の対策別所管については、別表に定める。

2 薬物取締関係情報の交換、対策の協議等薬物乱用取締機関相互間の緊密な連携を図るため、各種取締対策協議会等を開催し、定期的（必要によって適時）に情報交換等を行うよう努める。

3 各地区の薬物乱用防止指導員協議会に対しても、関係行政機関等の協力によりこの要綱に添った活動を推進するよう要請するものとする。

なお、薬物の乱用及びその弊害を根絶するためには、当本部と市町村が積極的に協力してその対策を実施する必要があるため、市町村に対しても、関係行政機関等の協力を得てこの要綱に添った措置を推進するよう要請するものとする。

第3 年度を通して実施すべき対策

基本目標

第3次覚せい剤乱用期の一刻も早い終息に向けて総合的に対策を講ずるとともに、世界的な薬物乱用問題の解決に積極的に貢献するため、福島県薬物乱用対策推進本部の下に関係機関が密接に連携し各目標の達成に向けた取り組みを推進する。

目標1

青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

1 青少年に対する薬物乱用防止のための啓発活動と指導の強化

(1) 青少年の薬物乱用実態がますます憂慮すべき状況にあり、特に、大麻や違法ドラッグ等の乱用が増加し、乱用薬物は多様化傾向にある。

また、密売手口は携帯電話、インターネット等を利用するなど密室化、巧妙化が進行し、青少年でも不正薬物の入手が容易となっていることに鑑み、取締機関と県・市町村、教育委員会等関係機関は関係団体との連携を密にして、あらゆる機会・手段を活用し、薬物乱用の危険性、有害性、健康被害事例について啓発活動を積極的に推進するとともに、青少年等に対する正しい知識の普及を図り、乱用防止気運の醸成を図る。

特に、中学校、高等学校においては、教育委員会、県警本部、保健所等関係機関と連携し、年に1回は薬物乱用防止教室を開催する。また、小学校においても薬物乱用防止スクールキャラバンカーを活用する等、薬物乱用防止教育の一層の充実に努める。なお、特別支援学校や定時制高等学校にも同様の働きかけを行う。

また、大学生等への覚せい剤や大麻の汚染が拡大していることから、各大学や専門学校などに対し薬物乱用防止教室の開催について要請するとともに、啓発活動について積極的な働きかけを行う。

(2) 勤労青少年ホームの館長や指導員に、薬物乱用問題についての認識を深めてもらい、これらの方々を通じて、事業主及び勤労青少年への知識の普及を図る。

(3) 児童委員、少年警察ボランティア、BBS会員、青少年健全育成関係指導者その他各種青少年関係団体の指導者の薬物乱用問題についての認識を深め、薬物乱用防止活動についての指導力の強化を図るため、スライドの作成・活用を図るとともに、協議会等を開催する。

また、これらの方々の活動を通じて乱用防止のキャンペーンを行う。

さらに、無職少年等に対する効果的な啓発活動を行う。

2 保護司等を通じての啓発活動等の推進

保護司、更生保護女性会、民生児童委員その他各種関係団体の指導者の薬物乱用問題についての認識を高めるため、講演用資材、パンフレット等啓発資料を作成、活用する。また、関連情報の交換や研修、研究、協議等の機会を設け、これらを通じて薬物乱用防止活動についての理解と協力を得るとともに、その指導力の育成強化を図る。

3 各種広報活動の推進

不正薬物の恐ろしさや薬物乱用による弊害について、広く県民への周知を図るため、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等各種媒体による広報啓発活動を積極的に行う。

また、薬物乱用の弊害を訴えるビデオ、ポスター、パンフレット等の活用を図るとともに、報道機関等へ積極的に情報提供を行う。

既存の啓発読本において、違法ドラッグの危険性が理解できるよう記載の充実を図り、効果的な広報啓発を行う。

4 各種団体の協力等による啓発活動の推進

- (1) 各構成機関においては、各機関内のすべての部署に、薬物乱用対策について趣旨の徹底を図るとともに、それぞれ所管する各種団体（通関業者等輸出入関係、労働災害防止団体、建設関係、自動車運送業、海事・漁業・海洋レジャー関係、旅客船・フェリー・漁船関係、航空会社・海外旅行業関係、風俗営業関係、生活衛生関係営業等）に対しても、薬物乱用対策について協力を要請する。
- (2) 防犯協会、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター及び（財）海上保安協会等各種団体に対して、啓発活動について協力を要請する。
- (3) 防犯関係団体に対し、平素の地域安全活動や防犯広報誌を活用して、薬物乱用防止が図られるよう協力を要請する。
- (4) 運転免許証更新時講習、安全運転管理者講習会等に際し、不正薬物使用運転防止の指導を通じて薬物乱用の弊害について啓発を行う。
- (5) 麻薬及び向精神薬、覚せい剤及びその原料取扱者等に対し、麻薬及び向精神薬、覚せい剤及びその原料の適正な管理について指導する。
- (6) 麻薬及び向精神薬の流通に関与する団体、医療関係団体等に対し、乱用等に関する情報交換等を行うとともに、自主的な薬物乱用防止対策に努め、麻薬及び向精神薬の乱用防止の推進を図るよう指導する。
- (7) 金融機関等が、薬物対策の重要性についての認識を深め、薬物不正取引に係る不正資金の流通等の防止を図るよう協力を要請する。

5 各種運動を通じての啓発活動の推進

- (1) 啓発活動を集中的に実施するため、薬物乱用防止広報強化月間を実施する。
- (2) 不正薬物の恐ろしさ、薬物乱用の弊害について、県民に対するキャンペーンを集中的に行うため、不正大麻・けし撲滅運動（5月～7月）、薬物乱用防止広報強化月間（6月～7月）、麻薬・覚せい剤乱用防止運動（10月～11月）を実施する。
また、麻薬・覚せい剤乱用防止運動においては、違法ドラッグに関する啓発を特に積極的に実施し、薬物乱用防止指導員等とも連携して広報・啓発を進める。
- (3) 青少年を薬物乱用から未然に防止するための啓発活動と「新国連薬物乱用根絶宣言」支援事業の「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動（6月20日から7月19日）を実施する。
- (4) 年末特別警戒期間（12月等）において、不正薬物の密輸入防止のためのキャンペーン等の広報活動を展開する。
- (5) 社会を明るくする運動、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）、子ども・若者育成支援強調月間（11月）等関連のある各種運動が行われる場合において、薬物乱用防止活動がその運動の一環として組み込まれるよう計画の段階から密接に連携をとるよう配意し、県民に対する広報、啓発を行う。
- (6) 全国交通安全運動等の機会をとらえ、不正薬物を使用しての運転の防止を重点として取り上げ、薬物乱用防止についての広報、啓発を行う。

目標2

薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

1 関係機関相互の連絡の緊密化、不審者の発見の励行等による薬物乱用者に関する実態の把握の徹底等

- (1) 警察官等は、職務を通じて不審者の発見に努める。特に、覚せい剤の慢性中毒者については、警察官、検察官、矯正施設の長、保護観察所の長は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等に定める場合の同法による通報を励行する。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等による通報に基づく措置等について、取締機関、医療機関等の関係機関は、緊密な連携を図る。
- (3) 道路交通法及び銃砲刀剣類所持等取締法に基づく行政処分を励行する。

2 矯正施設収容中の薬物中毒者に対する処遇方法の充実強化

- (1) 矯正施設収容中の薬物中毒者に対する薬物乱用の弊害についての教育及び指導を強化するとともに、薬物中毒者に対する医療の充実を図る。

(2) 薬物中毒者に対する教育、指導等の技法の研究を行う。

3 保護観察中の薬物乱用事犯対象者に対する保護観察の充実強化

- (1) 薬物乱用事犯対象者については、保護観察官の直接処遇を強化するとともに、保護観察官と保護司との処遇協議等両者の連携を一層緊密にして効果的な処遇を行う。
- (2) 薬物乱用事犯対象者に対する断薬指導、生活指導及び就労指導等の充実を図るとともに、その家族等への援助を強化する。
- (3) 保護司の薬物等に関する知識の向上とこの種事犯対象者に対する処遇技術の充実を図るため、必要な教材、資料等を作成、活用して、指導能力の強化を図る。
- (4) 薬物乱用事犯対象者、特に若年対象者に対する新しい処遇方法を検討し、その実施を図る。

4 薬物中毒者に対する医療保護の充実

- (1) 薬物の慢性中毒者に関する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報制度の周知徹底、県職員及び精神保健指定医に対する措置要件の徹底、的確な判定事務の励行、適正な措置解除等により、措置入院制度の適正な運用を図る。
- (2) 薬物中毒者に対する入院医療体制、退院後の通院医療、カウンセリング体制、訪問指導等の充実強化を図る。また、取締機関と医療機関は、相互の連携の強化に努め、乱用者の薬物使用の事実を裏付ける資料の保全を図る。
- (3) 薬物中毒者の治療について、調査、研究を進める。

5 薬物相談体制の充実

県精神保健福祉センターに設置された薬物関連問題相談窓口や、県内の各保健所に設置されている薬物相談窓口の利用促進のための周知徹底を図るとともに、県警本部、東北厚生局麻薬取締部、その他関係機関における薬物の相談体制の充実等を図る。

また、薬物関連問題を有する者の家族を対象とした家族教室を開催し、対応の仕方、乱用者やその家族の相互理解がなされるよう支援体制の充実を図る。

6 薬物再乱用防止対策の充実強化

家庭はもとより、関係機関・団体と連携し、薬物乱用事犯対象者に対する支援体制の確立に努めるとともに、対象者の特性に応じ、継続的な指導・助言を実施して、薬物の再乱用防止を図る。

目標3

薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

1 密売等の取締り

- (1) 麻薬、覚せい剤等薬物事犯の取締りを強化するため、薬物事犯取締強化月間を実施し、集中的な取締り、検挙を行う。
また、年末年始等の時期に重点を置いて特別取締りを実施する。
- (2) 麻薬、覚せい剤等の密売等を資金源としている暴力団等の組織に対して、計画的な捜査活動を行い、徹底した検挙を図る。
- (3) 不良外国人等による麻薬、覚せい剤等の密売グループの実態把握に努め、徹底した検挙を図る。

2 乱用者に対する取締り

- (1) 麻薬、覚せい剤等薬物乱用者、中毒者等の早期発見とその実態把握に努め、末端乱用者の徹底検挙を図る。
- (2) 不良外国人等による麻薬、覚せい剤等の不正使用グループの実態把握に努め、薬物事犯の徹底した検挙を図る。

3 青少年に対する補導等

- (1) 薬物乱用の実態把握に努めるとともに、乱用青少年等に対する補導活動を強化し、関係機関・団体相互の緊密な連携により、乱用進度に応じた有効適切な保護措置を講じる。
- (2) シンナー、塗料、接着剤、充てん料等の保管・販売等の適正化を図るため、これらの使用業者を含め、その取扱業者等に対する指導監督を引き続き行う。
- (3) シンナー、塗料、接着剤、充てん料等を販売する金物店、塗料店等の業者に対する知情販売等防止の指導を行うとともに、暴力団、悪質業者等によるこれらの知情販売事犯についての取締りを強化して供給源の壊滅を図る。

4 薬物犯罪組織の資金源の封圧

暴力団等の薬物犯罪組織による薬物の不正取引を防止するため、麻薬特例法に基づく疑わしい金融取引の届出の活用等によるこれら不法収益の発見に努めるとともに、同法の業として行う不正取引の罪、不法収益隠匿等罪、不法収益の没収等の規定を積極的に活用してこれらの組織の資金源を封圧する。

5 違法ドラッグ対策

- (1) 違法ドラッグの買上調査やインターネット監視を行い、指定薬物成分や医薬品成分が検出された場合等には、薬事法等に基づき、規制薬物や無承認無許可医薬品として販売中止等の措置を講じるとともに、取締りの強化を図る。
- (2) 近年、規制薬物等に化学構造を似せて作られ、規制薬物等と同様の薬理作用を有する物質を含有する物品（違法ドラッグ）を販売する店舗やウェブサイトが増加している。これらの違法ドラッグは、「ハーブ」、「お香」、「アロマ」等と称し、いかにも人の摂取に供することを目的としない物品であるかの如く装っているが、実は乱用に供することを意図して販売等されている。依存性や精神毒性等が立証されておらず、麻薬及び向精神薬取締法の規制対象ではないが、若者を中心に健康被害や事故につながる事案が多発している。
これらの販売店やインターネットサイト等の発見に努め、適切な指導及び取締りの強化を図る。
- (3) 消費生活センターを通じて寄せられた情報は、関係機関で共有する。
- (4) 指定薬物について、関係機関で必要な意見交換や情報共有を促進し、水際を含め、摘発に当たっての一層の連携強化を図る。

6 立入検査等の指導監督、取締捜査の徹底

- (1) 覚せい剤、覚せい剤原料、麻薬、向精神薬等の不正流出を防止するため、取扱者等に対する立入検査、講習会等による指導監督の徹底を図る。
- (2) 上記正規麻薬等の監視業務により端緒を得た、不正施用、不正譲渡・譲受、不法所持、偽造処方せん事件等については、適正な取締捜査を実施する。
- (3) 大麻やけしの栽培者に対する指導を強化するとともに、不正大麻・けしの発見に努める。

7 薬物中毒者による事件・事故の防止

薬物中毒者による殺人、放火等の凶悪犯罪、薬物購入目的の強盗、窃盗又は交通事故等の事件・事故を防止するため、犯行の動機、原因及び犯人の特性等について捜査を徹底して真相を究明した上、厳正な処分の実現を図り、事件・事故の再発防止を図る。

8 取締捜査・調査体制の充実強化

- (1) 薬物密輸・密売事犯の増加及び広域化に対処するため、全国的な情報交換・捜査共助体制を強化するとともに、組織的犯罪処罰法及び通信傍受法を活用し、広域的組織的捜査・調査を推進する。

また、薬物密輸・密売組織等に対する視察内偵活動を強化するため、薬物専従捜

査員の増員、所要の装備資機材の整備充実を図るとともに、巡視船艇・航空機を広域的かつ効率的に運用して監視取締りを強化する。

さらに、サイバーパトロール等を通じて、インターネットの監視体制を確立し、これを利用した不正薬物取引の防止を図る。

- (2) 捜査・検挙活動の推進に当たっては、薬物乱用防止に関する関係機関相互の情報交換を活発化し、連携と協力を強化するよう配慮する。

9 薬物鑑定体制の充実強化

- (1) 乱用の拡大に伴い、複雑化かつ増大する薬物鑑定業務に対処するため、鑑定技術の開発及び鑑定技術職員の充実強化を図る。
- (2) 乱用の巧妙化、潜在化に対処するため、微量薬物分析機器等の鑑定資機材の整備に努める。

10 厳正な処分

薬物事犯については、事犯の危険性、重大性にかんがみ、この種事犯の悪性に関する捜査・調査を徹底した上、厳正な処分の実現を図る。

目標4

薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

1 密輸の取締り

- (1) 薬物の密輸入事犯の水際検挙を図るため、人や物の取締りに適した環境の整備などにより、空港・海港区域における警戒体制を強化するとともに、情報収集を強化して容疑者等の内偵を強化する。

特に、薬物の供給地、中継国等要注意地域からの入港船に対する立入検査、同地域からの入国者に対する携帯品検査、洋上積替えが行われる恐れの高い海域における巡視船艇等による監視警戒及び地方港等における情報収集、洋上積替えに利用される可能性のある小型船舶に関する動静把握を強化するとともに、取締関係機関が連携しつつ船舶・航空機等の機動力を活用した海上取締りの推進を図る。

さらに、国際貿易、輸送業者の団体等関係業界との協力を強化し、情報収集の充実等を図る。

- (2) 一般商業貨物及び国際郵便物利用による薬物の密輸入を摘発するため、要注意地域を仕出地とする一般商業貨物及び郵便物については、一層現品検査を強化する。

また、麻薬、覚せい剤等の発見の効率化を図るための麻薬探知犬や薬物等検知装

置の導入など資器材の整備強化を推進し、検査能力の向上を図る。

- (3) 麻薬、覚せい剤等不法所持者等の上陸を防止するため、情報収集活動に留意し、上陸審査体制の充実を図るとともに、関係機関との情報交換を強化する。

また、麻薬、覚せい剤等の取締法違反者に対する退去強制手続を迅速かつ的確に行うための処理体制を充実強化する。

- (4) 組織的に行われる薬物の密輸入実態を解明し、組織の壊滅を図るため、コントロール・デリバリー等の捜査手法の積極的な活用に努める。

2 国際協力の推進

- (1) 諸外国における薬物規制の法制度等について、海外渡航者等に対して広報啓発を行い、事件・事故の未然防止を図る。

- (2) 地球的規模での薬物乱用問題への国際貢献の一環として、福島県薬物乱用防止指導員連合協議会並びに（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターが主催者となって実施する「国連薬物乱用根絶宣言」支援事業の「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力する。